

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが、宿泊するお客様（旅行会社経由で宿泊予約をされたお客様を含みます。以下、「宿泊客」といいます。）との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款（以下、「本約款」といいます。）の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとし、
3. 宿泊客は、宿泊契約の申込み（旅行会社経由での宿泊予約を含みます。）の時点で、本約款に同意したものとみなします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当社が定めるプライバシーポリシーに同意があったものとし、
3. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
4. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで損害賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による宿泊料金の支払いの際に返還します。
5. 第3項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第3項の規定にかかわらず、当ホテルは、宿泊契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第3項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、本約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の諸症状が認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が反社会的組織の関係者であると認められたとき。
 - (9) その他、当ホテルの正常な運営に支障する場合。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客が自己の都合またはその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、台湾観光局が公告した「個別の旅客との宿泊予約契約で記載すべき事項と記載不可の事項」（中国語：「個別旅客訂房定型化契約應記載及不得記載事項」）の規定に従って、下記表1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

下記表 1 違約金

契約申込客室数		契約解除の通知を受けた日			
		不泊	当日	2日前	4日前
一般	7室以下	100%	100%	50%	—
団体	8室以上	100%	100%	※	※

注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。
 3. 宿泊日2日前の台湾時間0時以降を2日前とします。
 ※ 別途契約となります。

- 当ホテルは、宿泊者が連絡なしに宿泊当日の午後6時（予め到着時間の明示のある時は、その時刻より2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、宿泊契約は解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除

- 当ホテルは、第3条第1項により宿泊契約が成立した場合であっても、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、利用規則、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の諸症状が認められるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災防止上必要なものに限る）に従わないとき。
 - 宿泊しようとする者が反社会的組織の関係者であると認められたとき。
- 当ホテルが前項の規定にもとづいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。また、解除に伴う損害の補償には応じません。

第8条 宿泊の登録

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。また、登録の際に、当ホテルは、宿泊期間及びルームタイプを宿泊客に提示します。

- (1) 宿泊客の氏名、電話番号、身分証明番号、年齢、性別、住所及び職業。
 - (2) 外国人にあっては、身分証明番号以外の前述(1)の各事項並びに国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日を証明するための旅券のコピー
 - (3) 出発日、及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
 3. 当ホテルは、第1項の登録時に、宿泊客に預り金の支払いを求めることがあります。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日11時(正午)までとします。また連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、追加料金を申し受けます。料金は、条件により異なりますので、フロントまでお問い合わせください。

第10条 利用規則の遵守

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、客室内の備付けのパンフレット等や各所の掲示等でご案内いたします。
2. 前項の内容は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適切な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払う宿泊料金は、以下に掲げるところによります。

内訳		
宿泊者が支払うべき総額	基本宿泊料	① 基本サービス(室料) ② サービス料(① x 10%)
	追加料金	③ 飲食及びその他の利用料金 ④ サービス料(③ x 10%)
(宿泊料金)	税金	⑤ 営業税

(備考) 税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クーポン券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対応するため、商業総合賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、当ホテルが別途定める違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客が、フロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたとき、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは4万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、4万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物を宿泊に先立ってお預かりする場合は、事前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客の手荷物をチェックアウト後にお預かりする場合は、事前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいて返還を求めた時にお渡しします。
3. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、法令に基づき処理します。
4. 前 3 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項及び第 2 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。
2. 当ホテルは、駐車場の運営を第三者に委託しています。宿泊客は、当ホテルの駐車場の利用にあたり、当該運営者の定める利用規約に従うものとします。

第 18 条 宿泊客の責任

宿泊客による本約款もしくは利用規則に違反する行為及び故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条 約款の改定

本約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。本約款が改定された場合には、当ホテルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページまたは客室内に掲示するものとします。

第 20 条 準拠法と管轄

本約款その他の利用規則等の有効性、解釈、履行及び紛争解決等については台湾法に準拠し、台北地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条 当ホテルの会社情報

1. 当ホテルの会社情報は以下の通りです。
 - (1) 運営会社名：捷福旅館管理顧問股份有限公司

- (2) 代表者名：石黒陽一
 - (3) 住所：台北市中山区南京東路三段 133 號
 - (4) 観光ホテル営業ライセンス番号：交観宿字第1530號
 - (5) 公式サイトアドレス：<https://taipei.metropolitan.tw>
 - (6) 代表電話番号：02-7750-0900
 - (7) 代表ファックス番号：02-7752-0850
2. ホットラインの電子メールアドレスは、以下の通りです。
- (1) ホットライン 電子メールアドレス：info@metropolitan.tw

利用規則

当ホテルでは、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づいて次の通り利用規則を定めておりますので、皆様の協力をお願い申し上げます。

もし遵守いただけない場合には、やむを得ず、宿泊約款第7条第1号により客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがございます。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨をご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室への、暖房用・炊事用等の火気の持ち込みはご遠慮ください。
2. 客室内での喫煙はご遠慮ください。当ホテル内での喫煙は、定められた喫煙スペースをお願いいたします。
3. その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。
4. 「避難経路図」を各客室ドア内側に表示しておりますのでご確認ください。
5. ご滞在中、客室からお出かけの際には、客室のルームキーを必ずお持ちになり施錠をご確認ください（当ホテルは自動施錠になっております）。
6. ご滞在中、ドアは常にお閉めください。特にご就寝のときは内鍵(ドアラッチ)もおかけください。ご来客があった場合には、不用意に開扉なさらず、ドアラッチをかけたまま開扉するか、のぞき窓でご確認ください。万一、不審者と思われる場合には、デューティマネージャーまたはホテル従業員までご連絡ください。
7. 午後10時以降のご訪問客との客室での面会をご遠慮ください。
8. ご滞在中の現金・貴重品の保管は、客室に備え付けの貸金庫をご利用いただくか、またはフロントにお預けいただくようお願いいたします。お客様が、現金または貴重品を紛失されたり、破損・盗難にあわれたりしましても、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合を除き、当ホテルではその損害の賠償はいたしかねますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品などの品物はお預かりいたしかねます。
9. 原則としてお預かりいたしましたお忘れ物・遺失物は、特にご指定のない限り、宿泊約款16条3項に基づいてお取り扱いさせていただきます。
10. 宿泊料金は、現金または当ホテルが認めた宿泊券・クーポン券・クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックアウトの際にお支払いいただきます。ただし、ご滞在中当ホテルからお勘定書の提示がございましたら、その都度ご精算をお願いいたします。
11. 小切手でのお支払いには応じかねますのでご了承ください。
12. ご予定の宿泊日数を変更なさる場合は、あらかじめフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでの宿泊料金のお支払をお願いいたします。

13. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によって利用する場合は、客室のルームキーのケースをご提示ください。
14. ご到着時にお預り金を申し受けることがございますのでご了承ください。
15. 勝手ながら、所定の税金の他に料金の10%をサービス料として加算させていただきます。従業員への心づけはご辞退申し上げます。
16. ホテル内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 犬・猫・小鳥等の動物、ペット類全般（ただし、介助犬などは除く）
 - (2) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある製品
 - (3) 悪臭及び強い臭いを発する物
 - (4) 許可証のない銃砲、刀剣類
 - (5) 著しく多量のお荷物及び物品
 - (6) その他法令で所持を禁じられている物
17. ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となる行為や、不快感を与えるような行為はおやめください。
18. 当ホテルに許可なく客室やロビー等を営業行為あるいは集会行為（展示会、パーティーなど）のために使用すること、宿泊以外の目的での使用はご遠慮ください。
19. ホテル外からの飲食物の出前をおとりになることはおやめください。
20. ホテルの外観を損なうようなものを客室の窓に掛けたり、窓側に陳列なさらないでください。
21. ホテル内で許可なく広告、宣伝物を配布したり物品の販売をなさらないでください。
22. ホテル内で施設・備品を所定の場所・用途以外で使用したり、現状を著しく損なうようなご利用はなさらないでください。
23. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象になることがあります。
24. 廊下やロビーに所持品を放置することはご遠慮ください。
25. 浴衣・パジャマ・スリッパで、廊下・ロビー・レストラン・バー等、客室以外の施設にお出かけにならないでください。
26. 緊急事態あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、非常階段・屋上・塔屋・機械室等お客様用以外の施設には立ち入らないでください。
27. お客様の故意または過失により建造物・家具・備品・その他の物品を損傷・汚染または紛失された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
28. 未成年者のみを客室もしくはホテル内の施設に残し、外出することはご遠慮ください。
29. 客室の窓から物を投棄しないでください。
30. 就寝中など、ホテルのスタッフの入室をご希望されない場合は、客室扉にある”Do Not Disturb” (DND)ランプを点灯し、知らせることができます。DND ランプが点



灯している場合でも、宿泊者と確認がとれない場合は緊急時の措置として、客室にホテルスタッフが入室させていただく場合がございます。